

「道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」に基づく 補助率等の嵩上げ措置の継続を求める意見書

道路は、地域経済の活性化や持続可能な成長、市民の安全・安心な暮らしを支えるとともに、災害時には市民の生命を守るライフラインとして機能するなど、市民生活に欠くことのできない重要な社会資本の一つである。

本市においても、東海環状自動車道などの幹線道路の早期完成が期待されており、また道路インフラの老朽化対策、通学路における交通安全対策等の課題に直面するなど、安全・安心で円滑な交通を確保する道路整備は急務である。

このような状況の中、地域が真に必要とする道路整備を計画的に進めるには、必要な道路関係予算の総額を安定的、持続的に確保するとともに、平成30年度当初予算において十分な道路予算を確保することが必要である。

とりわけ、「道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」（以下「道路財特法」という。）の規定により、交付金事業の補助率等の嵩上げが平成29年度までの時限措置とされている。道路財特法による嵩上げ措置の期限切れは、道路整備に補助事業を活用する地方において更なる財政負担の増加をもたらす、道路整備の一層の遅滞を招くこととなる。

よって、本市議会は、国に対し、道路財特法の補助率等の嵩上げ措置について、平成30年度以降も継続することを強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成29年9月22日

岐阜県山県市議会

（提出先）

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣

総務大臣

財務大臣

国土交通大臣